

# 北九州市公報

発行所  
北九州市小倉北区城内1番1号  
北九州市役所

## 目 次

### ◇ 告 示

ページ

- 利用料金の額の承認(7件)【建設局公園緑地部公園管理課】

2

北九州市告示第 2 5 3 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市立白野江植物公園の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類等	金額			備考	
	入 園 料	区分	一般		
白野江 植物公 園				小・中学 校の児童 及び生徒	国民の祝日及び緑化 に関する行事をする 日で、市長が特に必 要があると認めて規 則で定める日につい ては、無料で入園さ せるものとする。
		1 人 1 回	200 円		
白野江 植物公 園駐車 施設	大型自動車 中型自動車		1 台 1 回（ 1 日以内）	1,000 円	大型自動車、中型自 動車及び普通自動車 の区分は、道路交通 法の一部を改正する 法律（平成 2 7 年法 律第 4 0 号）による 改正前の道路交通法 第 3 条に規定する ところによる。
	普通自動車			300 円	

北九州市告示第 254 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の到津の森公園及びひびき動物ワールドの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の 種類等	金額					備考
	入 園 料	区 分	一 般	中 学 校 及 び 高 等 学 校 の 生 徒	小 学 校 の 児 童 以 下 の 者 （ 4 歳 未 満 の 者 を 除 く 。）	
到津の 森公園	個人 団体（25 人以上）	1 人 1 回	800 円	400 円	100 円	
			600 円	300 円	50 円	
到津の 森遊具 広場	遊 具 利 用 料	サイクルモ ノレール	1 人 1 回			200 円
		ミニモノレ ール				200 円
		メリーゴー ラウンド				200 円
		子供汽車				200 円
		観覧車				300 円
到津の 森ふれ あい動 物園	騎 乗 料	ロバ	1 人 1 回		200 円	
到津の 森公園 駐車施 設	大型自動車 中型自動車		1 台 1 回（ 1 日以内）		1,000 円	
	普通自動車				600 円	

					路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
ひびき動物ワールド	入場料	区分		一般	小・中学校の児童及び生徒
		1人1回		300円	150円
		回数券（5枚つづり）	1人1回	1,000円	500円

北九州市告示第 2 5 5 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市立勝山公園の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額			備考
勝山公園 駐車場施設	普通自動車	1 台につき 3 0 分 又はその端数ごとに	150 円。ただし、1 日に連続して 3 時間を超えて駐車したときは、1 日当たり 1, 000 円	1 普通自動車とは、道路交通法の一部を改正する法律（平成 2 7 年法律第 4 0 号）による改正前の道路交通法第 3 条に規定する普通自動車をいう。 2 駐車時間が 2 0 分以内のときは、無料とする。

北九州市告示第 2 5 6 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 4 7 年北九州市条例第 7 号）第 1 1 条の 2 第 3 項の規定により、平成 2 9 年 4 月 1 日から平成 3 0 年 3 月 3 1 日までの間の北九州市立山田緑地の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 4 7 年北九州市規則第 3 3 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 2 9 年 5 月 1 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額				備考		
山田緑地	入園料	無料					
森の家	各室利用料	区分	9 時～ 1 2 時		1 2 時～ 1 7 時		多目的ホール、大会議室、小会議室又は講習室の利用者が入場料等を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に 1 0 0 分の 4 を乗じて得た額（当該額が規定の額の 1 5 割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の 1 5 割に相当する額）とする。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	多目的ホール	4, 6 0 0 円	5, 3 0 0 円	6, 6 0 0 円	7, 9 0 0 円		
	大会議室	1, 1 0 0 円	1, 7 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 6 0 0 円		
	小会議室	6 0 0 円	1, 1 0 0 円	1, 0 0 0 円	1, 6 0 0 円		
	講習室	1, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	2, 5 0 0 円	4, 0 0 0 円		
	映像	1, 1 0 0 円	1, 7 0 0 円	1, 6 0 0 円	2, 6 0 0 円		

	室				
冷暖房設備利用料	施設名	30分又はその端数ごとに			
	多目的ホール				1,220円
	大会議室				420円
	小会議室				350円
	講習室				560円
	映像室				420円
山田緑地駐車施設	大型自動車	1台1回(1日以内)	1,000円		大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。
	中型自動車		300円		
	普通自動車				

北九州市告示第 257 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の志井ファミリープールの利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額					備考	
	区分	一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児			
志井ファミリープール	入場料	個人	1 人 1 回	400 円	200 円	50 円	
		団体（25 人以上）		320 円	160 円	40 円	
		区分		一般	小・中学校の児童及び生徒	幼児	
	施設利用料	波のプール	個人	1 人 1 回	300 円	150 円	50 円
		団体（25 人以上）	240 円		120 円	40 円	
		スライダープール	1 人 1 回		100 円		
川下りプール		1 人 1 回		100 円			
その他	コインロッカー	1 回		100 円			

利 用 料				
-------------	--	--	--	--

北九州市告示第 258 号

北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例（昭和 47 年北九州市条例第 7 号）第 11 条の 2 第 3 項の規定により、平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間の北九州市立響灘緑地の利用料金の額を承認したので、北九州市都市公園、霊園、駐車場等の設置及び管理に関する条例施行規則（昭和 47 年北九州市規則第 33 号）第 4 条の 4 の規定により、次のとおり告示する。

平成 29 年 5 月 18 日

北九州市長 北 橋 健 治

施設の種類等	金額			備考
	区分	一般		
響灘緑地広場	入園料	一般	小・中学校の児童及び生徒	国民の祝日及び緑化に関する行事をする日で、市長が特に必要があると認めて規則で定める日については、無料で入園させるものとする。
	1 人 1 回	100 円	50 円	
ポニー広場	乗馬料	個人	1 人 1 回	小・中学校の児童及び生徒が、係員の指導の下に乗馬するときに限る。
	乗馬料	団体（25 人以上）		
			1 頭につき 30 分又はその端数ごとに	2,000 円
馬車利用料	区分	一般	中学校の生徒以下の者	
	1 人 1 回	200 円	100 円	
熱	区分	一般	小・中学校	

帯 生 態 園					の児童及び 生徒		
	1人1回		300円		150円		
	回数券（ 5枚つづ り）	1人1 回	1,000円		500円		
都 市 緑 化 セ ン タ ー	各 室 利 用 料	区分	9時～12時		12時～17 時		イベントホールの利用者が 入場料等を徴収する場合の 額は、入場料等の総収入額 に100分の4を乗じて得 た額（当該額が規定の額 の15割に相当する額に満 たないときは、当該規定の額 の15割に相当する額）と する。
			平日	土曜日 日曜日 休日	平日	土曜日 日曜日 休日	
	イベン トホー ル	2,500 円	2,900 円	3,600 円	4,300 円		
	講習室	1,600 円	1,900 円	2,400 円	2,900 円		
	会議室	1,000 円	1,200 円	1,500 円	1,800 円		
冷 暖 房 設 備 利 用 料	施設名	30分又はその端数ごとに					
	イベン トホー ル						420円
	講習室						140円
	会議室						40円
響 灘 緑 地 野 外	1時間又はその端数ごとに			1,000円		利用者が入場料等を徴収す る場合の額は、入場料等の 総収入額に100分の4を 乗じて得た額（当該額が規 定の額の15割に相当する 額に満たないときは、当該	

ス テ ー ジ						規定の額の15割に相当する額)とする。
サ イ ク リ ン グ タ ー ミ ナ ル	自 転 車 利 用 料	区分	一般	中学校の 生徒	小学校の 児童以下 の者	
	基 本 利 用 料	1台2時 間以内	200円	130円	100円	
	超 過 利 用 料	1台2時 間を超え る30分 又はその 端数ごと に			50円	
	そ の 他 利 用 料	コインロッカー	1回		100円	
響 灘 緑 地 駐 車 施 設	大型自動車 中型自動車 普通自動車	1台1回(1日以 内)			1,000円 300円	大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。

北九州市告示第259号

北九州市平尾台自然の郷条例（平成15年北九州市条例第19号）第8条第3項の規定により、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間の北九州市平尾台自然の郷の利用料金の額を承認したので、北九州市平尾台自然の郷条例施行規則（平成15年北九州市規則第48号）第6条の規定により、次のとおり告示する。

平成29年5月18日

北九州市長 北 橋 健 治

施設		金額		備考	
野外ステージ		1時間又はその端数ごとに	1,000円	利用者が入場料、会費その他これらに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収する場合の額は、入場料等の総収入額に100分の4を乗じて得た額（当該額が規定の額の15割に相当する額に満たないときは、当該規定の額の15割に相当する額）とする。	
キャン プ 施 設	テ ン ト 区 画 に 駐 車 す る こ と が で き る も の	10時から翌日の10時まで	1区画1回	3,000円	10時から17時までの区分によりテント区画を利用した場合で、17時を超えて翌日の10時までの間の引き続き利用に係る額は、区画内に駐車することができるものを利用する場合にあっては1,000円、区画内に駐車することができないものを利用する場合にあっては700円とする。
	区 画 に 駐 車 す る こ と	10時から17時まで		2,000円	
	区 画 に 駐 車 す る こ と	10時から翌日の10時まで		2,000円	

	が で き な い も の	10時から 17時まで		1,300円	
	シャ ワ ー	1回		100円	
駐 車 場	大型自動車 中型自動車	1台1回（ 1日以内）		1,000円	1 大型自動車、中型自動車及び普通自動車の区分は、道路交通法の一部を改正する法律（平成27年法律第40号）による改正前の道路交通法第3条に規定するところによる。 2 テント区画（区画内に駐車することができないものに限る。）を利用する場合は、1区画につき大型自動車、中型自動車又は普通自動車1台については、無料とする。
	普通自動車			300円	